

介護予防・日常生活支援 実施しています

問 高齢福祉課
☎内線1751
～1753



介護予防・日常生活支援 援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となつて、ボランティアなどの活用を含めた多様な生活支援サービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援を行うことを目指すためのものです。

平成27年度の介護保険制度の改正により、介護予防サービスのうち、「予防通所介護（デイサービス）」と「予防訪問介護（ヘルパー）」がこの事業に移行しました。牛久市では、市独自の生活支援サービスを加えて、6月から事業を開始しました。

事業の背景・基本的な考え方

市町村、住民等における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

多様な生活支援サービスを利用できるような地域づくりを市町村が支援します。介護予防や自立支援の理念、高齢者らが自ら介護予防に取り組むといった基本的な考え方などを、地域づくりの方向性として、地域住民と共有することが重要です。

共生社会の推進

地域に要支援者以外の高齢者、障害者、児童なども集える環境づくりを目指します。

多様な生活支援の充実

高齢者の単身世帯が増加し、軽度な支援を必要とする高齢者も増加する中、生活支援の必要性も増加しています。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合などの多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要となります。

高齢者の社会参加と地域における支えあい体制づくり

高齢者がボランティアなどで支え手として地域に関わることで、高齢者自身の生きがいや介護予防につながると思われれます。

サービスの種類 ※図1参照

具体的なサービスとしては、シルバー人材センターを利用した訪問介護（買い物、掃除、洗濯）や、地区社会福祉協議会などで行うデイサービス、短期集中で体力向上や口腔機能改善を目指す教室などがあります。市では今後もサービスの充実に努めていきます。

対象者

- 対象者は以下の方です。
- ① 介護保険の要支援認定を受けている方のうち、「予防訪問介護」のみ、または「予防通所介護」のみ、もしくはその両方のみのサービスをご利用の方
 - ② 65歳以上で、国が定めた25項目のチェックリストに該当し、「事業対象者」と認定された方

介護予防・日常生活支援総合事業の利用までの流れと内容



要支援認定を受けている方は担当のケアマネージャーと相談してご利用ください。
新規にサービスをご希望される方は、

- ◆牛久市地域包括支援センター(☎878-5050) または、
- ◆高齢福祉課(☎内線1751~1753) にご相談ください。

市高齢福祉課窓口または
牛久市地域包括支援センターに相談

【図1】

